

(4) 風水害時・地震時における登下校

(保護者配布プリント)

風水害時・地震時における登下校について

このことについて 次のように致しますので、お知らせします。

1. 警報等が出された時

☆和歌山市 または 和歌山県全域に、**暴風警報**、または**大雨警報**

が出来ている時は、**臨時休業**とします。

※和歌山県北部・和歌山県紀北に暴風警報・大雨警報が出された時、
和歌山市が含まれているかどうか確認をお願いします。

☆震度5弱以上の地震が発生し、危険が予想される場合も**臨時休業**と
します。

2. 暴風警報・大雨警報が解除になった時

・午前10時までのときは……………登校させる。

(尚、午前6時以降に警報が解除された場合は給食用の米飯、パン、牛乳
が製造中止となり、給食はありません。授業は午前中となります。)

・午前10時以降の時は……………登校させない。(臨時休業)

・学習中に警報が出て下校する場合があります。その時はご家庭に連絡を取らせて
いただく場合もありますので、ご協力よろしくお願い申し上げます。

3. その他

・暴風警報・大雨警報が解除になって登校する時は十分に注意するようご指導
ください。

・電話での学校への問い合わせはご遠慮下さい。緊急連絡の妨げとなります。